

平成30年2月

## 事業主殿

主催

富山労働局長登録教習機関 登録番号「富木建第1号」

(登録有効期間満了日 平成31年3月30日)

一般社団法人 富山県建築組合連合会

富山市西荒屋25番地の4

電話 代表(076)428-8255

### 「木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習」の実施についてご案内

労働安全衛生法第14条により、軒の高さ5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは、外壁下地の取付けの作業については、技能講習を受け、試験に合格したものの中から選任された「木造建築物の組立て等作業主任者」の直接作業指揮による等、厚生労働省令で定める事項をおこなわなければならないことになっています。

つきましては今般富山労働局の登録教習機関として、下記により標題講習を実施することと致しましたので、該当者をこの際ぜひ受講されるよう配慮くださいますようご案内いたします。また、平成30年計画として、今回のみ開催いたします。

☆この講習は、厚生労働省の助成対象講習です!☆

(中小建設事業主(雇用保険適用事業場)が雇用する労働者に有給で、この講習を受講させた場合、賃金の一部が助成されます。富山労働局雇用調整助成金センターに講習開始の1ヵ月前までに計画届を提出する必要があります。詳細は厚生労働省HPをご覧ください。)

#### 1. 開催日時・場所及び申込先・申込受付期間(平成30年)

実施日時	実施場所	申込先	申込日時
6月7日(木) ～8日(金) 9:00～17:15	富山市西荒屋25番地の4 富山県建築会館 2階 大会議室	富山市西荒屋25番地の4 一般社団法人 富山県建築組合連合会	5月10日(木) ～11日(金) 9:00～16:00

#### 2. 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (3) その他厚生労働大臣が定める者

### 3. 受講の一部免除

次表の左欄に掲げる該当者に、右欄に掲げる講習科目の受講を免除いたします。

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
ア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</li> <li>2. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</li> <li>3. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</li> <li>4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</li> <li>・ 作業者に対する教育等に関する知識</li> </ul>
イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1条の次に掲げる第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者               <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;第1号&gt; 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者</li> <li>&lt;第2号&gt; 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者</li> <li>&lt;第3号&gt; 改正前の職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練による改正前の職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法を修了した者（とび科の修了者は木造軸組みについての技能を専攻した者で、プレハブ建築科の訓練を修了した者は木質構造施工についての技能を専攻した者に限る）</li> <li>&lt;第4号&gt; 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科に掲げる建築科の訓練を修了した者</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</li> <li>・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</li> </ul>

<第6号>

職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科の修了した者は木造軸組みについての技能を専攻した者で、プレハブ建築科の訓練を修了した者は木質構造施工についての技能を専攻した者に限る）

2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）
3. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者

ウ

職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

- ・ 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識
- ・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
- ・ 作業者に対する教育等に関する知識

※受講の一部免除を希望される方は、証明する書面を申込書の裏面に添付し提出されれば、受講料は8,000円です。

#### 4. 講習科目と時間数

講 習 科 目	時 間 数
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	7 時 間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時 間
作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 3 0 分
関係法令	1 時間 3 0 分
修了試験	1 時 間

#### 5. 受講申込方法

受講希望者は、所定の「受講申込書」に必要事項を記入の上（事業主印及び受講者印を押し忘れないこと）、写真2枚（縦3.5cm×横2.5cm、申請6ヵ月以内の撮影、上3分身、正面、脱帽、背景無地、裏面に氏名記入）及び受講料、テキスト代を添え、一般社団法人 富山県建築組合連合会に申し込んでください。（写真は申込書に貼り付けしないでください。）

この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。

なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

#### 6. 受講料及びテキスト代

受講料 一人当たり 12,000円（受講一部免除は、1人当たり 8,000円）

テキスト代（厚生労働省安全課監修、建設業労働災害防止協会編）1,600円

#### 7. その他

- (1) この講習は、資格取得講習につき、所定時間どおり受講し、かつ修了試験に合格した者に対し、法令に基く修了証が交付されます。但し、証明する書面や事業主証明に虚偽であったことが判明したときは、発行済の修了証は無効となります。
- (2) 受講当日は、テキスト、受講票、筆記用具、昼食を各自持参してください。
- (3) 受講当日は、開講10分前までに会場願います。遅刻された場合には受講できないことがあります。
- (4) 開講中の電話の取次はご遠慮願います。
- (5) 講習当日欠席された場合には、受講料はお返し致しませんのでご了承ください。